

平成24年度
第80回我孫子市都市計画審議会
会議録

平成24年10月24日(水)

我孫子市都市部都市計画課

会 議 概 要

(1)会議の名称	第80回我孫子市都市計画審議会							
(2)開催日時	平成24年10月24日 午前10時から午前11時							
(3)開催場所	市議会第一委員会室							
(4)出席又は欠席した委員その他会議に出席した者の氏名(傍聴人を除く) 出：出席 欠：欠席	委員							
	出	高山啓子	出	鶴見みや古	出	當麻純一	出	飯塚誠
	出	木村得道	出	椎名幸雄	出	芹沢正子	出	中山拓也
	出	西垣憲司	欠	藤井敬宏	欠	大野木奥治	欠	鈴木豊子
	星野市長 事務局 五十嵐都市部長 山崎都市計画課長、森都市計画課長補佐、都市計画課：津川主査長、小泉主査、山本主事、近藤技師							
(5)議題	諮問事項 (1) 我孫子都市計画生産緑地地区の変更について 報告事項 (1) 長期未整備都市計画道路の見直しについて							
(6)公開・非公開の別	公開							
(7)傍聴人の数	1名							
(8)会議の内容	要旨は次のとおり							

【事務局】 本日は会長であります藤井敬宏委員が急きょ用事のため欠席となっておりますのでお伝えいたします。よろしくお願いいたします。

改めましておはようございます。本日は都市計画審議会委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中をご出席いただきまして、誠にありがとうございます。都市部長の五十嵐です。しばらくの間、私がこの場の進行をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。また、本日の審議会終了は概ね11時ごろを予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

まず議案審議に先立ちまして、本日の藤井会長の職務代理者を當麻純一委員にお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【當麻委員】 よろしくよろしくお願いいたします。

【事務局】 まず議案審議に先立ちまして、前回ご欠席の委員で今回初めてご出席の方もいらっしゃいますので、改めて委員のご紹介をさせていただきます。机にお配りしてあります名簿に従って、私のほうから順番に紹介させていただきます。順番は我孫子市都市計画審議会条例に載っている第1号から第4号の順といたします。

(各委員紹介)

【事務局】 それでは次に本会議に先立ちまして市長よりご挨拶及び諮問を申し上げます。

星野市長、よろしくお願いいたします。

【星野市長】 皆さん、おはようございます。諮問に先立ちまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日は委員の皆様には、お忙しい中ご出席いただきありがとうございます。

すでにご存じのとおり、市が基本構想の見直しと並行して進めてまいりました都市計画マスタープランの見直しにつきましては、当審議会への諮問と答申を経まして、新しいマスタープランとして無事スタートを切ることができました。これもひとえに市民の皆様や市議会議員各位、並びに当審議会委員の皆様のご理解とご協力によるものであると思っております。皆様にはこの場をお借りしまして改めて深くお礼を申し上げます。

このマスタープランで示された新しい基本的な方針にもとづいて、今後の我孫子市の都市計画を具体的にすすめていくこととなります。現在市では震災からの復興や放射能の問題など、様々な課題が山積し、まちづくりを取り巻く状況も非常に複雑化しておりますが、皆様におかれましては、引き続き市政への一層のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

本日は、我孫子市が決定する「我孫子都市計画生産緑地地区」の変更について諮問いたしますので、ご審議よろしくお願いいたします。

【事務局】 ありがとうございます。それでは、ここからの議事進行は當麻職務代理者にお渡しします。當麻職務代理者、よろしくお願いいたします。

【當麻職務代理者】 承知いたしました。それでは代行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

ただいまより開会いたします。審議会委員は12名であります。本日は9名のご出席がありますので、我孫子市都市計画審議会条例第5条第2項により、第80回我孫子市都市計画審議会は成立いたします。

審議に入る前に本日の傍聴者の状況をご報告してください。

【事務局】 傍聴者はただいまのところお1人でございます。

【當麻職務代理者】 わかりました。傍聴規則により、この審議会は傍聴者の発言は許されないこととなっておりますので、あらかじめご了承ください。

本日の審議会の議案は諮問事項1点となっております。それでは、議案の諮問事項1「我孫子市都市計画生産緑地地区の変更について」、事務局のご説明をお願いいたします。

【事務局】 まず皆様方にご審議いただく前に、改めて生産緑地とはどういうものかということをお配りいたしました資料2の生産緑地資料に基づきまして、事務局から簡単にご説明させていただきますと思います。大変恐縮ですが座ってご説明させていただきます。

それではお手元の資料2をご覧くださいと思います。一般に生産緑地地区とは、皆様方ご存じのとおり市街化区域内に残された貴重な緑地空間でございます。その空間の農地では営農活動を通じて更に緑地機能を充実させ、またオープンスペースとしての防災機能などにも着目し、都市における緑地空間を適切に保全するとともに、良好な都市環境の形成や維持を目的として都市計画に定めております。

補足としまして生産緑地の指定要件ですが、500㎡以上の一団の農地としております。そのほか、ただいま申し上げましたとおり農業が営まれることによって公害や災害を防止したり、都市の環境を守る役割を果たしているかなども要件に含まれております。

生産緑地として指定された場合には、資料2点目の生産緑地地区に対する土地利用の制限等（1）から（3）に記載のとおり、一定の分野に土地利用の制限が課せられますが、その反面税法上のメリットとしまして固定資産税や相続税の優遇措置が受けられます。

今回提出させていただきます議案では、行為制限が解除になりました生産緑地地区におきまして資料3点目のフロー図の手続の流れでご説明申し上げますと、まず農地としての管理を行ってきました生産緑地が主たる従事者の死亡により生産緑地の継続ではなく、網かけ表示させ

ていただいております生産緑地法第12条第1項の規定によりまして、市へ買取り申出が提出されました。しかし、都市計画施設の計画の予定がないことや、財政上の理由から当該地を買取ることができませんでしたので、一定の期間内におきまして農業希望者へのあっせんを行いました。その結果、買取りの希望者がなく不調に至ったため、同法14条の規定により当該地につきましては行為制限が解除されたため都市計画決定の変更をするものでございます。このような解除までの流れにつきましては以上です。

また、関連法令につきましては次のページになります。2番の「都市計画変更（廃止手続）について」というページでございます。生産緑地地区は生産緑地法と都市計画法の2つによって定められております。資料記載のとおり、生産緑地法による農地等の管理、義務づけをはじめ、土地利用の制限や行為制限の解除などを定めております。

一方、都市計画法では生産緑地法により土地利用をする区域、地区を定めていますが、あくまでも土地利用の制限は生産緑地法によるものです。このような関係から生産緑地法により農地としての行為制限が解除されますと、都市計画決定の変更を待たずして農地以外の土地利用が可能になります。そのため都市計画上、生産緑地という区域の位置づけだけが存在してしまうこととなりますので、都市計画法の手続により、その区域の変更・廃止をすることが必要になってきます。

以上、雑駁な説明で申し訳ございませんが、この後のご審議をどうぞよろしくお願いいたします。

【當麻職務代理者】 どうもありがとうございました。

【事務局】 すみません、ただいまのところで手続のお話になってしまったのですが、ご質問がございましたら。

【當麻職務代理者】 そうですね。今手続のご説明がございましたが、審議に入る前に皆様からご質問ございましたら。いかがでしょうか。

どうぞ、西垣委員。

【西垣委員】 今の資料2のところ、3.の市長への買取りの申出（12条第1項）とありますが、資料1の2ページの説明の中では7行目、主たる従事者が死亡したため、それぞれ生産緑地法第10条の規定により買取りの申出というふうにあります。どちらの規定が正しいのでしょうか。

【事務局】 申し訳ございません。こちらは10条の間違いで、今の資料2の記載が間違っております。

【西垣委員】 そのこのフローの中のことでしょうか。

【事務局】 はい、フローの記載が誤植でございますので、申し訳ございませんでした。

【當麻職務代理者】 ご指摘ありがとうございます。資料2のフローの市長への買取り申出の括弧の中、第12条は第10条が正しいということです。

【事務局】 はい、よろしくお願いいたします。

【當麻職務代理者】 ご指摘ありがとうございます。

そのほかご指摘あるいはご質問等はございますでしょうか。

よろしゅうございませうか。では議案のご説明をお願いいたします。

【事務局】 では、引き続きまして今回の諮問事項として1号議案、我孫子都市計画生産緑地地区の変更についてご説明させていただきます。座ってご説明させていただきます。

お手元にお配りしております資料の1ページ目をお開きください。

我孫子都市計画生産緑地地区の変更ということで、都市計画生産緑地地区中、今回対象となっております55号柴崎巻ノ内第3生産緑地地区及び85号岡発戸下ヶ戸前第2生産緑地地区の2箇所の生産緑地地区が挙げられてございます。

おおまかな位置については資料5ページの赤枠で囲った部分、さらに詳しい位置につきましては、資料7ページ、11ページの黄色く塗られた部分でご確認いただけるかと思えます。

資料1ページに戻りまして、55号柴崎巻ノ内第3生産緑地地区につきましては、0.22ヘクタールのすべて廃止ということになります。

85号岡発戸下ヶ戸前第2生産緑地地区につきましては、従前の0.14ヘクタールのうち0.06ヘクタールの一部廃止となっております。2地区を合せると0.28ヘクタールの廃止、残りが0.08ヘクタールということになります。

変更の理由につきましては、2ページにございます。

55号柴崎巻ノ内第3生産緑地地区及び85号岡発戸下ヶ戸前第2生産緑地地区の一部ともに主たる従事者が死亡したため、それぞれ生産緑地法第10条の規定による買取り申出がありましたが、都市計画施設等の計画が無いことや財政上の理由により、市が買い取るには至らず、引き続き同法第13条により、千葉県・千葉県企業庁・住宅供給公社・土地開発公社・都市再生機構に紹介し、また、我孫子市農業委員会及び農業協同組合等生産緑地の取得あつせんに努めましたが、買取りの申出の日から起算して3ヶ月が経過してもあつせんに至りませんでした。

これにより、同法第14条の規定より生産緑地区内における行為の制限が解除されたことから、生産緑地地区を廃止及び一部廃止するものです。

今回の変更に伴う市内生産緑地全体の増減についてまとめたものが3ページにございます。
今回は廃止及び一部廃止のため、地区数は変更前から1箇所減って129地区、面積が合計
27.04ヘクタールから26.76ヘクタールへと減少ということになります。

都市計画の策定経緯の概要につきましては4ページにまとめております。

平成24年9月19日から平成24年10月3日まで、我孫子都市計画生産緑地地区の変更の案の
縦覧を行いました。

縦覧の結果、縦覧者、意見書の提出、ともにありませんでした。

今後の日程としましては、本日の都市計画審議会の答申を経て11月中旬以降千葉県知事と
の協議、回答を経たのち決定告示を年内、平成24年12月下旬ということで予定しております。

以上簡単ではございますが、ご説明を終わらせていただきます。

【當麻職務代理者】 ありがとうございます。それでは、この件につきまして審議に移らせて
いただきます。委員の皆様から何かご質問、ご意見ございましたらどうぞお願いいたします。

どうぞ、西垣委員お願いいたします。

【西垣委員】 資料2の上のところに「オープンスペースとしての防災機能等」という表記が
ございますが、これが廃止されてしまうことで防災機能等についての懸念はないのでしょうか。

【當麻職務代理者】 事務局からお願いいたします。

【事務局】 今回の震災関連もございまして、今年度防災計画の見直しをやっているところ
ですが、当該生産緑地につきましては、防災計画の中では現在のところ避難地の指定はしてござ
いません。そのほかの緑地であるとか空地、あるいは小・中学校などが主な避難地の指定が出
ております。

【當麻職務代理者】 よろしいでしょうか。

ほかに何かご質問、ご意見はございますでしょうか。特にご質問はございませんでし
ょうか。

それではこの件につきまして同意の確認をさせていただきたいと思います。委員の皆様、
よろしいでしょうか。

(異議なし)

【當麻職務代理者】 異議がございませんでしたので、この審議事項につきまして本審議会は
同意いたします。

以上で本日の議題は終了となりましたが、続きまして次第の4 その他ということで事務局
からご説明があることになっております。ではよろしくお願いいたします。

【事務局】 会議の途中ですが、市長はこの後所用がございますので、おそれいりますがここで退席させていただきます。

(市長退席)

【事務局】 引き続きまして、本日のその他報告事項ということで長期未整備都市計画道路の見直しについて報告をさせていただきたいと思います。報告に先立ちまして、私のほうから趣旨についてちょっとだけご説明を差し上げたいと思います。

都市計画に関する大きな課題として、“長期未整備の都市計画道路の見直し”が挙げられています。ご存じのとおり、都市計画道路については、一旦都市計画決定されますと、都市計画法第53条による建築の制限が課せられます。法53条の趣旨は、事業予定地内における建築行為については、容易に除却可能なものについて許可制にすることにより、将来の円滑な事業化を担保するものであり、その目的のために私権を制限するものです。

高度成長期において、本市においてもたくさんの都市計画道路が都市計画決定されました。しかしながら、中には当初決定してから半世紀以上経ってもいまだに事業化の見込みがなく、建築制限だけが延々とかかり続けている路線も見られます。従来考え方は、都市計画決定したものは実行あるのみという考え方が支配的でしたが、人口減少時代を迎え、このような路線については見直すべきだというように世の中の考え方も変わってきました。

このような状況下において、千葉県でも一斉に長期未整備の都市計画道路について見直しを行うことになり、本市も作業を行っているところです。

現時点において、まだ具体的な検証結果は出ていませんが、今後、決断を下していかななくてはならないであろう路線・問題について、今日は本市の都市計画道路の変遷に触れながら、問題認識の共有を図り、今後の都市計画変更のためのステップになればと考え、この問題について報告事項とさせていただくことにしました。では、引き続き担当から説明をさせていただきます。

【事務局】 それでは、私近藤のほうから説明させていただきます。お手元の資料3の1枚目をご覧ください。

千葉県は、長期未着手等の都市計画道路について、定性的、定量的な指標に基づき総合的に点検し、見直しの方向性を検討するための基本的な考え方を「千葉県都市計画道路見直しガイドライン」として平成21年度に策定しました。

我孫子市もこのガイドラインに基づき点検作業を行っており、第二段階までの定性的・定量的評価の結果、「廃止」又は「変更」候補になった箇所が3路線4区間あります。候補区間

については、資料 3・2 枚目の上の図のとおりです。① 3・5・16 号我孫子・布佐線 我孫子第 1 小学校南側区間の 1,090m、② 3・4・10 号青山・日秀線 3・4・9 号接続部から 3・5・16 号接続部までの 580m、③ 3・5・16 号我孫子・布佐線 3・4・10 号接続部から印西市までの 6,480m、④ 3・4・13 号 布佐駅前線 県道千葉龍ヶ崎線接続部から 3・5・16 号接続部までの 330m です。

1 枚目にお戻りください。本年度はガイドライン第三段階の「点検候補路線・区間の検証と見直し方向の検討」を進めるため、千葉県が行った将来交通量の推計結果をもとにして、我孫子市の道路ネットワークにおける将来交通量の予測を行います。

そしてその我孫子市の将来交通量推計をもとに、廃止・変更における影響評価や費用対効果等の定量的評価を行い、併せて検討路線の区間毎の整備効果順位の検討を行うことで、都市計画道路見直しの方向を検討していきます。

その結果により、来年度以降都市計画変更手続に入っていくというのが現在行っている長期未整備都市計画道路見直しの概要になります。

次に、ご存知の方もいらっしゃるかとは思いますが、我孫子市の都市計画道路についてみなさん共通の認識を図るため、現在までの我孫子市の道路体系の変遷を説明したいと思います。資料 3・2 枚目の下の図から順を追って説明していきます。

まず昭和 27 年、国道 6 号、356 号が主な街道として走ってはいますが、計画決定はされておられません。続きまして昭和 36 年に我孫子・天王台の南側地区に幹線道路網が張り巡らされ、昭和 41 年には布佐地区まで市内全域にわたって道路網が広がっていきます。昭和 46 年になると、現在の道路網の骨格が定まり、我孫子市の幹線道路のネットワークがほぼできあがります。そして現在の幹線道路網へと至るわけです。現在、国道 356 号は成田線とともに都市軸として位置づけ、基本構想では「誰もが快適に移動できる環境の確保」、都市計画マスタープランでは「誰もが快適かつ円滑に移動できる環境の確保」と示し、市内各地区の連絡の強化と魅力ある都市軸の形成を図っていくとしています。このような流れで我孫子市の都市計画道路は決定されてきました。

続きまして、現在の都市計画道路の整備状況について説明させていただきます。次のページの整備状況図をご覧ください。この図のなかで、整備済みは濃いグレー、概成済みは赤、未整備は青で表しています。今回、ここでの未整備とは、現道が全くないものを示しています。我孫子市の都市計画道路の整備率は、整備済みだけで 58%、概成済みを含めると 85%となります。この整備率は、県内でもかなり上位の整備率となっています。

概要説明でしたが、これで我孫子市の都市計画道路の変遷と整備の状況についての説明を終わります。

次に、長期未整備都市計画道路の見直しの中でも特に肝となってくるであろう区間について、説明させていただきます。本日お配りした「国道 356 号我孫子第 1 小前区間について」と頭に書いてある資料をご覧ください。

現在の国道 356 号の第一小学校の前の区間、鈴木屋さんから我孫子消防署の前辺りまでですが、この区間については、寿や栄地区をはじめとする広範な地域で生活する人の重要な生活道路であると同時に、市の中心拠点に接続し、自動車交通を支える重要な幹線道路でもあります。そのため、都市計画道路の有無にかかわらず、超高齢化社会の到来への対応、安全、快適な移動空間の確保、低炭素社会の実現など、これらに向けて、現状を改善することが必要となってきます。その区間には、現道は全くないですが、都市計画道路 3・5・16 号 我孫子・布佐線が決定されています。この区間が今回の見直し対象区間になっています。

この区間を歩いたりしたことがある方はわかると思いますが、短い区間で非常に高低差があり、現道との接続が難しいほか、この橋梁となるであろう区間への乗り入れのための側道整備など、追加整備に相当量の用地買収が必要と考えられます。

さらに、杉村楚人冠邸園や我孫子第一小学校に一部かかっており、除却が必要となるなど整備に向けては非常に課題が多い区間となっています。

下のメッシュが入っている図は、その区間の縦断図となりますが、横方向は赤いメッシュで 100m 間隔、縦方向は赤いメッシュで 10m 間隔となっています。

この区間についてまとめますと、現国道 356 号の我孫子第一小前区間は、都市計画道路築造の有無によらず、都市軸として、主に自転車や歩行者の安全確保のため、何らかの整備が必要です。

都市計画道路を計画通り整備すれば、現道拡幅をせずともコミュニティ道路のような整備を施し、歩道拡幅は可能となります。しかし、将来交通量の予測結果や、地形条件、地元への影響等、総合的に勘案すると、半世紀もの間整備されなかった当該都市計画道路の我孫子第一小学校前区間は、廃止するのが妥当と考えます。

なお、代替路線となる現国道 356 号については、将来的に拡幅整備が前提となりますが、都市軸としての整備レベルや整備手法の検討、地元の熟度向上にむけては相当の期間を要すると考えられます。その間、現都市計画道路の計画用地においては、都市計画法 53 条に基づく建築制限が課されることから、無用な私権の制限を課し続けることの道義的責任を考えると、現

都市計画道路の廃止を先行すべきものと考えます。

ちなみに現在の国道 356 号ですが、将来的には手賀沼沿いのふれあいラインが国道 356 号となり、現国道 356 号は市道になる予定です。そのため、整備は市で行わなければならない可能性が高いです。

以上が第一小学校前の都市計画道路と現道 356 号についての説明になります。

こういった問題がある中、その理由、明確な根拠を得るために、最初に少し説明しましたが、将来交通量推計、費用対効果の算定、廃止・変更における影響評価、整備効果順位の検討などを行っていきます。それぞれ簡単にですが説明させていただきます。

将来交通量推計は、千葉県が昨年実施した調査をもとに、我孫子市の道路ネットワークにおける将来交通量の予測を行います。この将来交通量がこの他の調査の基礎データとなります。

費用対効果の算定は、自動車は路線・区間の整備に係る課題（制約条件）を明らかにするため、これまでの我孫子市の街路整備費等を参考に費用対効果を計算します。

歩行者・自転車は、その安全性の向上に関する費用対効果を、国の基準等を用いて算定します。

廃止・変更における影響評価は、廃止・変更候補になった路線について、廃止・変更しなかった場合と比較し、周辺道路の混雑度への影響を評価します。

整備効果順位の検討は、存続させる路線の整備促進に向け、自動車や歩行者の通行機能に対する整備効果の順位付けを定量的に行います。

これらの調査結果をもとに、都市計画道路見直しの方向を検討していきます。そして、都市計画見直しの際には、案作成の段階で都市計画審議会にご意見を伺う予定ですので、よろしくお願いたします。

以上で私からの説明を終わらせていただきます。

【當麻職務代理者】 どうもありがとうございました。この場では今ご説明いただいたことに関しまして現時点でご質問等あればお伺いし、また改めて都市計画見直しの際には、案作成の段階で意見を申し上げる機会はあるというご説明でした。

ただいまのご説明につきましてご質問等ございましたらよろしくお願いたします。

どうぞ。

【芹沢委員】 大変初歩的な質問ですが、356がいずれ市道になる可能性大という説明が今ありましたが、6号にぶつかる場所というのを今まで市では何箇所か出してみたり、引っ込めたりしたように私は捉えてきました。何かの折に市長なりに伺っても、まだ決めていませんとい

うことだったんですが、反対したいという人の意見を私は聞いたことがあって、一番我孫子らしい景色がなくなってしまうとか、市役所の前、あるいはその次のNECの前あたりで356と6号線がぶつかるど渋滞の問題や何か、私自身はあまり詳しいことはわかりませんが、いろいろと問題があるようですが、その辺を今まで市のほうは非常に曖昧にしていた。そこへ今初めてこういうふう提示されたので、私たちはどこまでの意見を求められているかがはっきりしないです。この後、私たちがこれに賛成ですかと言われて賛成したら議会に提出されていくのか。その辺を詳しく具体的にお願いします。

【當麻職務代理者】 では五十嵐部長お願いいたします。

【事務局】 現在の都市計画道路である国道356号が、どこに接続するのかという問題は、ここでは議論しません。356であろうと国道6号であろうと、都市計画上はあくまでも都市計画道路として、とくに個別の県道何々線、国道何々線ということにこだわって都市計画を進めていくものではありませんので、どこで356が6号とぶつかるかというようなことにつきましては、都市計画で議論するものではありません。

【芹沢委員】 はい、わかりました。

【當麻職務代理者】 そのような位置づけだということでございます。

ほかにはいかがでしょうか。

【事務局】 本日はあくまでもご意見を承るためのご報告ということでお願いしたいと思えます。

【當麻職務代理者】 ご報告を理解するためのご質問があればということで。

木村委員、どうぞ。

【木村委員】 資料3の1ページ目、3路線4区間が廃止または変更の候補となったということは、次のページの1、2、3、4番の路線がそういった形になったという理解でいいんですね。

【事務局】 1から4までのナンバーを振ったものは、あくまでも県のガイドラインに基づいて画一的にふるいをかけたときに残ったのがそうだけというだけでありまして、先ほど道路の経緯、近藤から説明を差し上げましたけれども、中には我孫子市として要となるような幹線道路も、この廃止候補の中には含まれています。ですから、今交通量の推計作業を行っておりますけれども、事務方としては当然廃止にはいかないだろうというものも、ここの1から4の中には入っております。その中で特に従来からこれはどうかと言われていたのがNo.1の路線です。

国道356は、県が管理しているが、将来的には市が整備する路線になっていくであろうとい

う予測がある中で、なかなか方向性が決まらないままにずっときたという経緯がありますが、さすがにもう半世紀もそのままになっているわけですから、それは何とかしなければ、近いうちに結論を出していかなくてはいけないだろうと思っています。ただ、その推計データがどうなるのかまだわかりませんから、あるいはなくしたら混雑度が高くなるから廃止はできませんよという結論が出るかもしれません。その辺はちょっとわかりませんが、一応そういう可能性が高いということです。

【當麻職務代理者】 ありがとうございます。どうぞ。

【西垣委員】 今回のページの④のところは印西市と接続するという説明がありましたが、印西市との話し合いは視野に入っているのでしょうか。それと、先ほど調査をこれからしていくということでしたが、その委託先というのはどういうところを考えていらっしゃるのでしょうか。

【當麻職務代理者】 それでは2点につきましてお願いします。

【事務局】 私からは1点目についてお答えします。④につきましては、布佐駅前線というのがありまして、布佐の駅前広場から356に向かうところの路線のうち、県道千葉龍ヶ崎線、これは計画決定されておりましたが、それとの接続部分から356との接続部までの、赤の線で小さく見える部分、これを示しています。

【當麻職務代理者】 今回の商店街のところですか。

【事務局】 はい。ちょっと図が細かくて申し訳ございません。

【當麻職務代理者】 今、西垣委員からご質問のあった最初の点は今のことでよろしいでしょうか。

【西垣委員】 はい。

【當麻職務代理者】 第2点目の業務の委託先につきまして。

【事務局】 現在、市のほうで既に発注はしてあります。入札で行いました。4社ほど応札がありまして、国際開発コンサルタンツというところが受注しております。

【當麻職務代理者】 よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。

椎名委員、どうぞ。

【椎名委員】 長期未整備都市計画道路の見直しについてというのがございます。この3番、これは非常に長いですね。6,480m。この道路をもう一度詳しく説明していただきたい。

【事務局】 3・5・16号の話だと思います。これは一般的には国道356号の話になりますが、一部356と都市計画道路3・5・16号線は違うところが存在しておりまして、それはどこなのかといいますと、①のところ、つまり鈴木屋隧道から一小の前を通りまして、コナカのところ

あたりに出てくる路線、そこだけが違うんです。それ以外のところについては3・5・16号と国道356は重複しております。計画決定の幅員は12mです。現道は大体10m程度できているので、あと残り1mなり2m拡幅していけば計画どおりになるわけですが、今申し上げたとおり①がこの3・5・16号という性格を持っているものですから、これをどうしようかと。あるいは今の356号がコナカのところから鈴木屋隧道まで行くものですから、その部分を整備していったらいいか、どっちをしていこうかというようなところでございます。

【當麻職務代理者】 先ほどのご質問は③の区間が長いということで、それに関するご説明は特になかったようですが、356そのものであり、その整備をお話したということでございませぬ。

【事務局】 そうですね。

【當麻職務代理者】 いいでしょうか。どうぞ。

【事務局】 ちょっと補足しますと、③が長い理由というのは、見直しするのが路線の区間ごとということにルールが決まっています。都市計画道路はネットワークで考えるものになっていますが、この③の区間は湖北地区の一番東側のところから始まって印西市まで延びていると思いますけれども、その区間については都市計画道路とネットワークを形成する接続箇所がありません。ですので、この③はこの区間でひとまとめにしなければいけないというルールにしたがって、ちょっと長いのですが一括して拾ったということです。

【當麻職務代理者】 よろしいでしょうか。

【椎名委員】 はい。

【當麻職務代理者】 ありがとうございます。どうぞ、飯塚委員。

【飯塚委員】 今日は情報共有ということでありましてけれども、もしこれを通常の体系を持って見直そうということになった場合には、今の①から④はセットでいずれかの時期に市長が判断することなのか、それとも個別に一つずつぶしていこうとするのか。タイムスケジュールみたいな予定というのは今立っているのでしょうか。

【當麻職務代理者】 今後の予定につきましてはいかがでしょうか。

【事務局】 今後の予定については今のところ全く考えておりません。ただし、私としては個別に判断していくものだと考えております。というのは、それぞれに利害関係が出てきますので、あるいは広域ネットワークで構成するとはいえ、将来の我孫子市の姿として本当にこれを廃止してよろしいかどうかということになってきますので、まずは早急に解決しなければならないところについてはその順位づけを行って、順番に廃止していこうと考えています。よろし

いでしょうか。

【當麻職務代理者】 どうもありがとうございました。その他ご意見、ご質問等は。

どうぞ、西垣委員。

【西垣委員】 今のところの3・5・16とか3・4・10というのは何の数字なんでしょうか。

【當麻職務代理者】 ご説明をお願いします。

【事務局】 最初の番号は都市における道路の区分を示しております。3というのは都市における幹線街路という区分で、すべて我孫子市の計画道路は3から始まります。その次の5、4という数字につきましては規模すなわち幅員を示しております。例えば5という数字がありますと幅員12m以上16m未満のものを指します。4というところになりますと、16m以上22m未満というふうに、番号が若くなると幅員が大きくなっていくということを示しています。最後の数字は一連番号で、我孫子市の場合1番から23番までであるということを示しています。以上でよろしいでしょうか。

【當麻職務代理者】 ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。では、長期未整備都市計画道路の見直しの現状につきましてのご報告と、それに関するご質問は以上で終了いたします。

本日予定いたしました議題は以上でございますが、その他ございましたら。

今回はどのような予定になりそうでしょうか。

【事務局】 今のところはちょっと未定です。ただ、毎年生産緑地の変更というのが出ますので、年に1回、固定資産税の賦課の関係で、例年大体この時期にまとめて諮問をお願いするという予定になっております。定例的になってしまいますので、申し訳ありませんがよろしくお願いたします。

【當麻職務代理者】 承知しました。では、本日の審議会は以上で終了いたします。ご協力ありがとうございました。

以上